目　次

2021年　4月　753号

特　集　中小企業組合が対象の主な支援策…… 2

調査･研究　府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和３年２月分）…… 5

組合情報　大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介…… 8

組合等事業向上支援事業関連情報　中小企業組合等活性化の支援…… 10

大阪府中央会お知らせコーナー
新型コロナウイルス感染症の影響による総会（総代会）の開催に関する留意事項について…… 11
通常総会終了後の諸手続きのポイント…… 12
組合が行う変更登記…… 14
令和２年度 中小企業組合検定試験合格者発表…… 15
2025年大阪・関西万博に関するアンケート調査《結果報告》…… 16

共済制度　大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…… 17

中央会日記
令和２年度 組合代表者並びに事務局責任者合同会議を開催
大阪府中央会の主な実施事業
大阪府中央会の行事予定

中小企業組合が対象の主な支援策

中小企業組合（事業協同組合、商工組合、企業組合等）で利用できる主な支援策を紹介します。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援
（中小企業等事業再構築促進事業）

対　象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1．申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2．事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3．補助事業終了後３～５年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

中小企業

✓ **通常枠**　補助額 **100万円～6,000万円**　補助率 **2/3**
✓ **卒業枠**＊　補助額 **6,000万円超～１億円**　補助率 **2/3**

＊400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中小企業

✓ **通常枠**　補助額 **100万円～8,000万円**
補助額 **1/2（4,000万円超は1/3）**
✓ **グローバルV字回復枠**＊＊　補助額 **8,000万円超～１億円**　補助率 **1/2**

＊＊100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。
①直前６か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業
衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少
➡ 店舗での営業規模を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。
補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少
➡ 当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。
補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

飲食業
レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少
➡ 店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。
補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等が補助対象経費に含まれます。
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

担当課　中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課
03－3501－1816

※公募開始時期や対象業種については未定です。
※申請にはjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。gBizIDプライムアカウントの発行に２～３週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前のID取得をお勧めします。
※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
https：//www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

本資料の掲載先はこちら↓

経済産業省　中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 2021年3月8日（月）～5月31日（月）

給付額

中小法人等 上限 **60**万円　個人事業者等 上限 **30**万円 を支給します。
給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上ー2021年の対象月※の売上×3ヶ月
※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

❶と❷を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
❶緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※
❷2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少
※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による消費行動の影響を受けていること

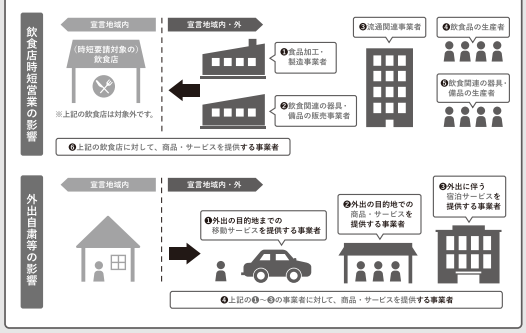

以下の場合は給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

（緊急事態宣言とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金※の支給対象の飲食店は給付対象外です。
（昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。）
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ

一時支援金　検索　https://ichijishienkin.go.jp/
スマホサイトは4月以降公開予定

一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

※相談窓口では、不正受給の内容通報にも対応しています。

0120-211-240　IP電話専用回線 03-6629-0479
受付時間 8:30-19:00（土日・祝日含む全日）※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページをご活用ください。

⚠「一時支援金」の不正受給は犯罪です！

「ものづくり・商業・サービス補助金」がさらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 1,000万円または3,000万円、補助率 1/2（原則）で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

補助率 2/3（低感染リスク型ビジネス枠）

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額	要件②：給与支給総額	要件③：事業場内最低賃金
＋3％以上／年	＋1.5％以上／年	地域別最低賃金＋30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金３億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は２～３倍程度の採択倍率です。

かつてない「使いやすさ」へ。

- データ連携や海外展開等の高度な取組や事業計画策定を支援できるメニューを用意
- 最適なタイミングでの申請、十分な準備・事業期間の確保が可能に
- あらゆる補助金の手続を一つのポータルサイトに集約（J-Grants）
- 新型コロナウイルス感染拡大に対応し、ビジネスモデルの転換に取り組む事業者向けに低感染リスク型ビジネス枠（新特別枠）を創設

活用例

事例①（通常枠）

- 複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- 「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発（例AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等）

新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R１補正予算・R２補正予算（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）※個者 ※中小機構が実施	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。（通常枠）	1,000万円	中小1/2 小規模2/3
		新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。（低感染リスク型ビジネス枠）	1,000万円	2/3
	グローバル展開型（新）	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小1/2 小規模2/3
	ビジネスモデル構築型（新）	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。（例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、ロボット導入FS等）	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
R２当初予算（ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業）※連携体 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大２年間支援。（連携体は５者まで）	2,000万円/者	中小1/2 小規模2/3
	サプライチェーン効率化型（新）	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。（連携体は10者まで）	1,000万円/者	中小1/2 小規模2/3

〈令和元年度補正・令和２年度第３次補正予算ものづくり補助金（一般型（低感染リスク型ビジネス枠含む）、グローバル展開型）の今後のスケジュール〉

ものづくり補助金事務局

2月22日（月）公募開始
4月15日（木）電子申請受付
5月13日（木）応募締切（６次締切）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

※５次までの各締切で不採択だった方は、６次締切に再度ご応募いただくことが可能です。６次締切分の採択発表は、６月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、６次締切後も申請受付を継続し令和３年度内には、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。

重要！：本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。　GビズID 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター　電話番号 050-8880-4053
受付時間 10：00～17：00（土日祝日および12/29～１/３を除く）

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい 働き方改革・コロナ対策を進めたい 全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック✓。

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型（低感染リスク型ビジネス類型）	D類型（テレワーク対応類型）
補助下限額・上限額	30万～150万円未満	150万～450万円	30万～450万円	30万～150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和２年度第３次補正予算で中小機構に措置

低感染リスク型ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は２／３です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の**見える化**を行い、**売上が増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の**非対面化**と**効率化**を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで**非対面化**と**効率化**を実現。

<IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

・IT導入補助金2021の公募要領（暫定版）を公開しました。
・受付開始は4月上旬頃を予定しております（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

令和３年度中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

１．中小企業組合等活路開拓事業（新しい取り組みを包括的に支援！）

（１）活路開拓事業：専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取り組みを補助します。

補助額

大規模・高度型 ※

上限 2,000万円　下限 100万円　補助率上限 6/10

通常型

上限 1,200万円　下限 100万円　補助率上限 6/10

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後３年以内に売上高が10％以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10％以上削減されることが見込まれるものに限ります。

（２）展示会等出展・開催：国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。（商品等の販売を伴う出展・開催は不可）

補助額

上限 1,200万円　下限なし　補助率上限 6/10

２．連合会（全国組合）等研修事業（課題解決につながる研修実施を支援！）

所属員が15都道府県以上の連合会等が行う会員（組合員）や専従役職員を対象とした研修の開催を支援します。

補助額

上限 300万円　下限なし　補助率上限 6/10

３．組合等情報ネットワークシステム等開発事業（IT活用による経営革新などを支援！）

（１）基本計画策定事業：組合等が情報ネットワークシステム等の構築を目指し、組合等の事業の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）を策定する取り組みを補助します。

（２）情報システム構築事業：組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築や、組合員等の業務効率化に向けたアプリケーションシステムの開発におけるシステムの設計、開発、稼働・運用テストや組合員等に対するシステム普及のための講習会開催等の取り組みを補助します。

補助額

基本計画策定事業／情報システム構築事業 共通

大規模・高度型 ※

上限 2,000万円　下限 100万円　補助率上限 6/10

通常型

上限 1,200万円　下限 100万円　補助率上限 6/10

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後３年以内に売上高が10％以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10％以上削減されることが見込まれるものに限ります。

日程（令和３年度予定）

公募期間	第１次募集	第２次募集	第３次募集
	3/1～3/31	4/1～5/28	7/16～8/13
応募内容にかかる質問期間（書面）	４月下旬頃	６月下旬頃	９月上旬頃
審査結果公表	５月下旬頃	７月下旬頃	９月下旬頃
交付申請説明等	５月下旬～	７月下旬～	10月上旬～
事業開始（終了は翌年２月15日）	６月～	８月～	10月上旬～

本日程は目安です。審査の進捗状況等により、日程が変更となる場合があります。
秋以降の事業開始を予定している場合でも、第１次、第２次募集に応募できます。
なお、第２次募集において予算枠に到達した場合、第３次募集は実施しません。（７月中旬頃発表）

本事業のお問い合わせ・支援要請は……全国中小企業団体中央会　振興部
〒104-0033 東京都中央区新川１-26-19 全中・全味ビル　電話 03-3523-4905（振興部直通）

大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2021年 2月

1．２月のＤＩは、全９指標のうち７指標が上昇、主要３指標は、売上高２２ポイント上昇、収益状況１９ポイント上昇、業界の景況は１２ポイント上昇した。
2．２月末時点では、製造業では９指標のＤＩが上昇し、また非製造業では７指標のＤＩが上昇している。

景況天気図

令和３年 2月分	全産業 1月	全産業 2月	全産業 前月比	製造業 1月	製造業 2月	製造業 前月比	非製造業 1月	非製造業 2月	非製造業 前月比
売上高	△57	△35	↗ 22	△52	△25	↗ 27	△63	△46	↗ 17
在庫数量	0	0	→ 0	8	5	↗ −3	△29	△17	↘ 12
販売価格	△11	0	↗ 11	△12	△ 5	↗ 7	△11	6	↗ 17
取引条件	0	0	→ 0	△36	△25	↗ 11	△32	△27	↗ 5
収益状況	△59	△40	↗ 19	△64	△50	↗ 14	△53	△26	↗ 27
資金繰り	△23	△20	↗ 3	△40	△35	↗ 5	7	9	↗ 2
設備操業度	△52	△20	↗ 32	△52	△20	↗ 32			
雇用人員	△18	△ 9	↗ 9	△16	△15	↗ 1	△21	0	↗ 21
業界の景況	△57	△45	↗ 12	△60	△45	↗ 15	△53	△46	↗ 7

30以上	快晴
10～29	晴れ
9～△9	うすぐもり
△10～△29	くもり
△30～△49	雨
△50以上	大雨

天気図の見方…各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または悪化）業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI（Diffusion Index：ディフュージョン・インデックス）とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

全産業　H23年2月～R3年2月のDIの推移

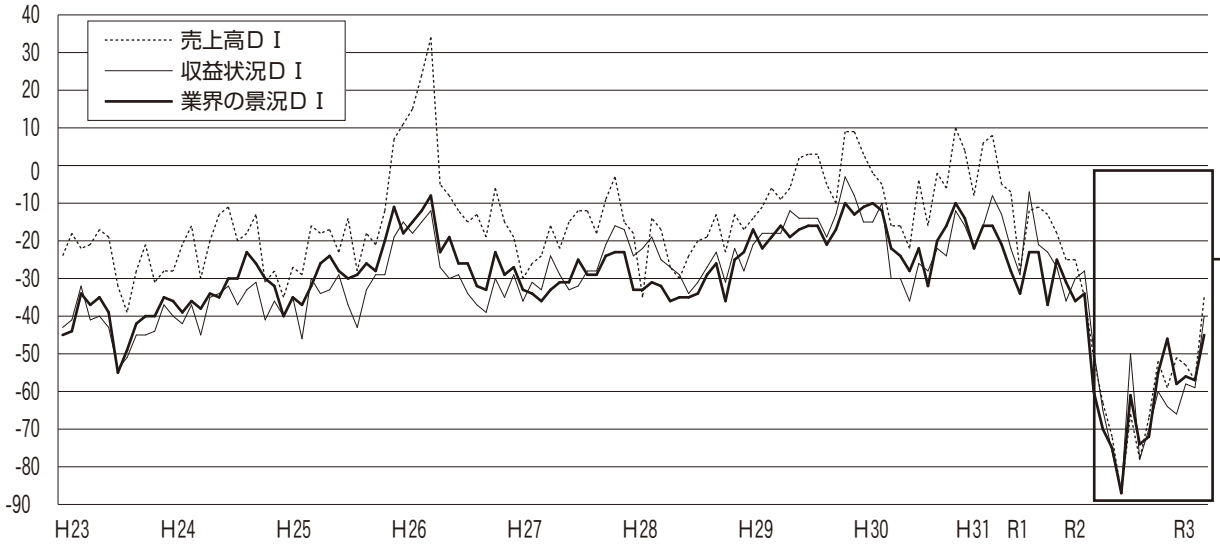

全産業　R2年2月～R3年2月のDIの推移

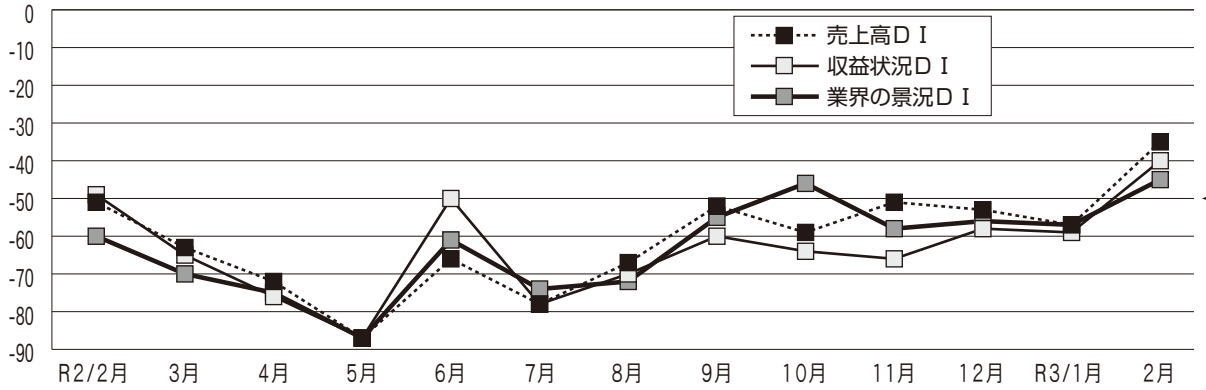

業種別概況（2月分）

【製造業】

製麺製造業

コロナ禍の営業自粛によって飲食業界の景気は落ち込み、全ての飲食店に大きな影響を与えている。

靴下製造業

昨年一年間の百貨店の衣料品の売上は、前年比３１％減で5,４００億円減少し、わずか１年で１０年分の落ち込みとなった。コロナ禍で先行きが見えない繊維業界でも靴下以外の製造や脱繊維の事業構築が必要になっている。

被服製造業

コロナ禍の影響で需要が減少しているオフィス用や飲食・接客サービス用などを除くと、概ね業況は好転しているが、まだまだ楽観はできない状況である。

木材加工業

前年同月比で売上高は増加しているが、年間売上は減少している。

住宅着工率の低下により、中小企業関連産業は依然厳しい状況が続いている。

古紙収集加工業

先月に引き続き需給は緩和傾向である。

製本業

コロナ禍で２月も変わらず売上が激減している。特に商業製本関係は深刻な状況にある。

シール印刷業

１月同様、全体として１０％程度減少している。

セルロイドプラスチック製品製造業

前月比２５％増加し、前年比６％減少と多少稼働状況は上向きつつあるが、コロナ禍で依然明るさが見えてこない状況である。

金属熱処理業

前年並みに売上が回復しているが、コロナ禍による材料不足が顕著であり今後の展開に不安がある。

磨棒鋼製造業

自動車向け中心に前年同月並みで回復傾向にある。

鍛造業

生産量は、今月も1.6％と若干前年を上回ったが、好調であった自動車が落ち着き、今後半導体不足による減産が予想されるなど先行き不透明感が続いている。

建築金物製造業

新設住宅着工戸数は、前年同月比3.1％減となり１９ヶ月連続減少し全建築物の着工床面積は前年同月比４.９％増となっている。新型コロナウイルスの影響で、依然として建設工事の減少、遅延等による売上高の減少や原材料費の高騰が見られる。

電線製造業

自動車関連は、回復基調が持続している。建設関連は足踏み状態が続いているところに銅価格が跳ね上がり、製品価格に響いている。家電･機械関連電線は海外シフトという構造的な部分もあるが、国内は弱含みで推移している。通信関連は、主力の都市内ケーブルや幹線ケーブルは弱含みで推移しているが、５Ｇ向け携帯基地局用同軸ケーブルとＧＩＧＡスクール構想向けのＬＡＮケーブルは依然として好調である。

【非製造業】

電気機器卸売業

前年同月比の売上は若干の減少となっている。

二輪自動車小売業

新車の入荷が減少し、在庫車両も減少している。

地質調査業

年度末の納品が多く、繁忙期を迎えている。

タイル工事業

緊急事態宣言の発令と共に経済活動が制限される中、建築業界も遅れながら景気の鈍化が見受けられる。今年は大手・中小問わず大部分のタイル工事店の仕事量が少なく、値崩れが発生し、業界のモチベーションが下がることが懸念される。

タクシー業

緊急事態宣言発令により、これまでの利用減少に加えて週末のタクシー利用も減少している。

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

大阪府菓子工業組合

〔組合について〕

昭和42年２月大阪府の認可を受けスタートしました。
当組合は、生菓子、洋菓子、半生菓子、大阪米菓、浪花米菓、せんべい、焼菓子、飴掛物、粟起、油菓、玩菓、落花生豆菓子、甘納豆の13工組で構成となり全国でも最も会員の多い組合のひとつで現在に至っています。
大阪の菓子が安全安心な菓子のブランドとして、技術が優秀で美味しいお菓子のブランドとして消費者に認知されるよう全力で活動しています。

理 事 長　野村　泰弘（大阪府中央会会長／株式会社播彦 代表取締役）
趣味：ゴルフ、山歩き
好きな言葉：「商人（あきんど）」
「無道人の短、無説己の長」

副理事長　井上　源造
〃　松島　俊哉
〃　中島　孝夫
〃　森田　政勝
〃　今井　稔典
〃　中野　　幹
〃　村上　　信
〃　岡部　友彦
〃　浅田　美明

大同信用組合

〔組合について〕

当組合は昭和26年９月、大阪府知事認可第１号として設立され今年で創立70周年を迎える信用組合です。
平成11年には、大阪府の経営不振に陥った３信組の事業譲受を行い、相互扶助の精神に基づき、リレーションシップバンキングに徹し、金融業務を通じて地域経済の発展に努めてきました。地域金融機関として、社会的、公共的役割を正しく認識し、地域経済のさらなる発展に役立つと共に、営業店舗を中心とした地域の皆様方に多様なサービスを提供することを基本方針としております。
平成15年度から地域密着型金融の強化のため様々な取組みを進めてきました。今後も引続き顧客ニーズに応えられるよう、①お客様に対するコンサルティング機能の発揮、②地域の面的再生への積極的な参画、③地域や利用者に対する積極的な情報発信に取り組んでいきます。
地域金融機関として、地域の中小の事業者のサポートを行い、創業を含めた事業経営に積極的に関与し、人材の育成等により情報サービスの充実を図り、円滑な資金をタイムリーに供給できる体制を構築していきます。
また、令和３年４月には、地域経済のさらなる発展に貢献するため、国連が提唱するSDGsに賛同し「大同信用組合SDGs宣言」を行い、持続可能な社会の実現に向け取組んでまいります。

理 事 長　石川　泰旦（大阪府中央会副会長）

関西アルマイト工業協同組合

〔組合について〕

戦後、アルミニウムの用途が日用品から建築資材など幅広く使われるようになり、当初はアルミニウム製品同業者が集まった任意団体でした。当組合は、アルマイト業界の企業が昭和44年４月に「会員の親睦、業界の発展」を目的とした「関西アルマイト協議会」として発足し、平成９年４月に「関西アルマイト工業協同組合」として事業協同組合へ組織変更し現在に至っています。

主な活動は、①外国人技能実習生の共同受入事業、②アルミニウム陽極酸化処理技能士（国家資格）の修得支援、③講演会の開催や大阪府中小企業団体中央会の情報伝達等を行っています。

組合発足20年を経過した平成29年９月から大阪府中小企業団体中央会の組合等事業向上支援事業を利用して、「当組合の当面の課題とビジョン作成」を行いました。

さらに、昨年には、ビジョンのテーマにあげた当組合のホームページによる情報発信・組合員資格の拡充など、新たなる組合員獲得に向かった活動を進めています。

会　　長　倉智　春吉（大阪府中央会副会長／株式会社日本電気化学工業所代表取締役社長）
理 事 長　石田　光孝（株式会社勝光社 代表取締役社長）
副理事長　向井　義一
専務理事　宮下　和博

大阪府塗装工業協同組合

〔組合について〕

当組合は昭和22年、大阪府下の大手建設塗装業者により設立しました。以来、毎年、国家資格である建築塗装と鋼橋塗装の技能検定（１級・２級）の実施に協力しているほか、各種資格取得のための講習会などを開催し、塗装技術・技能の向上に力を入れています。更には、大阪青少年環境問題協議会とも連携し、青少年の健全育成のため、学校や地域環境の美化活動にも協力しています。

令和２年、新型コロナウイルス感染症の拡大など組合員の事業環境が大きく変化する中、大阪府中小企業団体中央会の支援をいただいて、令和５年を目途に組合がめざすべき方向と目標「組合ビジョン」を策定いたしました。今後、ビジョン達成に向け、組合員が一丸となって重点事業の具体的な取り組みを進めます。

代表理事　田伏　健一（大阪府中央会副会長／鉄電塗装株式会社取締役会長）
趣味：旅行、鉄道ジオラマ
好きな言葉：「一期一会」
理 事 長　川原　貞儀（株式会社川原塗装店 取締役会長）
副理事長　大岩　三郎　　副理事長　福田　康仁
〃　小掠　武志　　〃　川端　誠之
〃　松田　勝巳　　〃　別所　亨
専務理事　横田　荘司

中小企業組合等活性化を中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援
組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。
（支援内容）組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会（５回）への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援
組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会（５回）への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援（教育情報事業以外）
組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（４回）参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援（教育情報事業）
組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（２回）参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援
業種が異なる企業が連携して行う新事業計画（新商品開発計画、新サービス事業計画等）の作成を支援します。
（支援内容）新商品開発･新サービス創出プラン検討会（５回）への参画､計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
◇ ⑤は中小企業４社以上で構成される異業種グループ

留意点

◇ 申し込みは、年度内、１支援メニューのみの利用となります。
※次の場合は、重複利用が出来ます。（いずれの場合も、年間の利用上限は２回です）
●①と（③又は④）　●②と（③又は④）
●③（①又は②の計画具体化のための支援に限る）と④
◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援（補助金や専門家派遣など）を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先　大阪府中小企業団体中央会　TEL（06）6947−4370～1

新型コロナウイルス感染症の影響による総会（総代会）の開催に関する留意事項について

中小企業等協同組合法等において、「通常総会（総代会）は、定款の定めるところにより、毎事業年度１回招集しなければならない」と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた組合総会（総代会）の開催方法について、次のとおり留意事項を取りまとめました。

〈総会（総代会）の規模を縮小して開催する方法〉

書面又は代理人による議決を行使して実施する

①少人数（役員など）の本人出席及び委任状出席により、総会成立要件である定足数（総組合員の半数以上）を確保し、総会を開催する。

～例えば、組合員総数が100名で、定款において代理人が代理することができる組合員の数を２人以内としているとき、本人出席18名（受任できない議長１名を含む）、及び委任状出席34名以上により開催、議案審議する。～

②書面議決書により総会成立要件である定足数（総組合員の半数以上）を確保し、総会を開催する。（全てを書面のみ行うことはできない。…複数の組合員出席が必要）

～例えば、組合員総数が100名のとき、書面議決書（総組合員の半数以上）により開催、審議が可能となる。～

ただし、役員選挙にあっては、選挙権であるため書面での行使はできないこととなっている。

【委任状による議決及び選挙について】

総会は、原則、組合員全員を招集して、議決事項を審議することとしているが、一部組合員が出席できないとき、委任状により出席する組合員に議決事項の賛否について議決権、選挙権の行使を委任する方法をいう。

【書面による議決について】

総会は、原則、組合員全員を招集して議決事項を審議することとしているが、組合員が出席できないとき、組合員が氏名を明記して書面で議決事項について賛否を意思表示する方法をいう。

ただし、役員選挙にあっては、選挙権であるため書面での行使はできないこととなっている。

≪参考≫現実の会議体として開催の必要性

中小企業等協同組合法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき」（全国中小企業団体中央会「中小企業等協同組合法逐条解説（第二次改訂版）」）とされています。

また、会社法には第319条（株主総会の決議の省略）の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められていますが、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947－4371

通常総会終了後の諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等に下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの行政庁への届出様式については連携支援部にご相談ください。

なお、用紙はＡ４判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会（連携支援部06－6947－4371）においてご相談に応じております。

（１）決算関係書類提出書（通常総会又は通常総代会終了の日から２週間以内に提出）

令和２年度の決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、主務省令（施行規則）に基づき作成することが必要です。

【添付書類】①事業報告書　②財産目録　③貸借対照表　④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥前各号の書類を議決した通常総会（総代会）の議事録

（２）役員変更届書（変更のあった日から２週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要）

【添付書類】①変更事項記載書（新旧役員名簿）
②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録（総代会議事録）
④理事会議事録

なお、通常総会（通常総代会）において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への総会議事録（総代会議事録）添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

（３）定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを２部（協業組合と商工組合は３部）提出してください。

【添付書類】①定款変更認可申請書　②変更箇所新旧対照表　③変更理由書
④総会議事録（総代会議事録）

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会（連携支援部）へご相談いただくことをおすすめします。

組合決算期の諸手続き一覧

行事等	手続き	留意事項
	年度末決算処理	
	出資変更の登記 決算関係書類、事業報告書の作成 ↓ 決算関係書類、事業報告書を監事に提出 監査報告書の提出 • 監査期限は４週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、４週間を下回るまでに監事が報告することは可） ↓	４週間以内に 決算関係書類　等 • 財産目録 • 貸借対照表・損益計算書 • 剰余金処分案（又は損失処理案） • 事業報告書
理事会	理事会開催 • 通常総会提出議案審議の件 • 監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認 • 通常総会開催日時・場所決定の件 ↓ 決算関係書類、事業報告書を総会の２週間前までに組合事務所に備置き ↓ 通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出 ↑ 10日以上 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。 ↓	理事会の招集は理事会の７日前までに ※全員の同意があれば招集手続は省略できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。 ※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。 ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。
通常総会	通常総会開催 • 決算関係書類承認の件 • 事業計画・収支予算書承認の件 • 定款変更 • 役員改選の件　等	
理事会	理事会開催 〔代表理事等の選任等〕 ※総会、理事会終了後の手続き • 決算関係書類の提出・役員変更の届出 • 定款変更認可申請 • 代表理事の変更登記	ただし、役員変更の届出については、役員に関する事項の定款変更がある場合は定款変更認可後となる場合もあります。

組合が行う変更登記

１．出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては４週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

２．代表理事の変更登記について

役員の改選による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては２週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

①総会の議事録
②理事会の議事録
③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規９、商規８２）
④定款の抜粋
⑤代表理事の就任承諾書
⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

〔例〕 定款上、役員の任期が２年と規定されていて、２年前の５月１５日に役員に就任している場合。

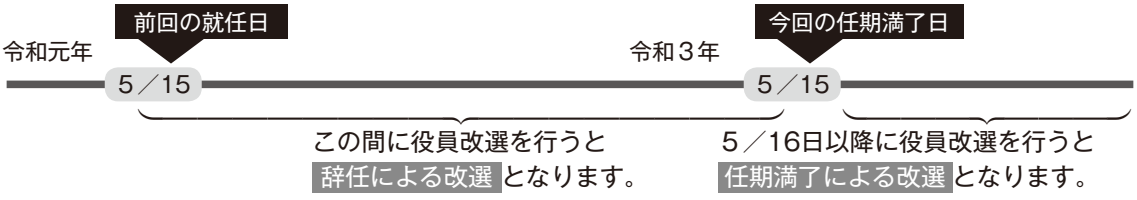

【総会議事録例】

第○号議案　理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和元年５月１５日就任の理事及び監事及び監事全員が令和３年５月○日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947−4371

令和２年度
中小企業組合検定試験合格者発表

令和２年度中小企業組合検定試験は、昨年１２月６日(日)に全国１６会場で、午前「組合会計」、午後「組合制度」、「組合運営」の３科目を実施し、３月１日（月）に合格発表を行いました。
試験合格者は１９９名で、合格率は４５.３％となり、前年度より5.9ポイント上昇しました。

令和２年度　中小企業組合検定試験　合格者　（大阪出願者　敬称略　順不同）

長濱　夏美	山田　悦子	大西　洋一
田畑　勇樹	中野　英久	林口　　開
増田　貴江	南澤　由宇	森田　陽子

計９名

合格おめでとうございます。

試験の結果（全国）

①受験申込者数	５１７名	
（内訳）新　　規	３１８名	
一部科目免除	１９９名	
②受験者数	４３９名	（受験率８４.９％）
（内訳）新　　規	２５３名	（受験率７９.６％）
一部科目免除	１８６名	（受験率９３.５％）
③試験合格者数	１９９名	（合格率４５.３％）
（内訳）新　　規	９６名	（合格率３７.９％）
一部科目免除	１０３名	（合格率５５.４％）

１組合に１組合士を！
中小企業組合士制度のご案内

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の３科目です。３科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合、その後３年間はその科目の受験が免除されます。参考図書は、全国中小企業団体中央会で販売しています。
試験日	毎年12月の第１日曜日です。
試験時間	・組合会計　10：00～12：00（２時間） ・組合制度　13：00～14：20（１時間20分） ・組合運営　14：40～16：00（１時間20分）
問い合わせ申込先	大阪府中小企業団体中央会　　（TEL 06－6947－4371）
中小企業組合士認定への手続き	試験合格者には、合格証書が交付されます。また、合格者のうち、３年以上の実務経験がある方には、全国中小企業団体中央会から組合士認定申請書及び関係書類を送付しますので、必要事項を記入の上、最寄りの都道府県中央会へ提出ください。なお、新規認定料は、14,300円です。また、組合士認定後、５年ごとに認定更新が必要ですが、その認定更新料は、4,400円です。

2025年大阪・関西万博に関するアンケート調査《結果報告》

○調査概要

- 調査実施機関：大阪府中小企業団体中央会
- 調　査　趣　旨：会員の2025年大阪・関西万博への関心と取組について把握する
- 調　査　期　間：令和３年１月26日～２月28日
- 調　査　対　象：本会会員組合
- 回　　答　　数：195組合
- 回　　答　　率：26.9%

Q１．貴組合は、2025大阪・関西万博についてご興味をおもちですか？　（必須）

133件の回答

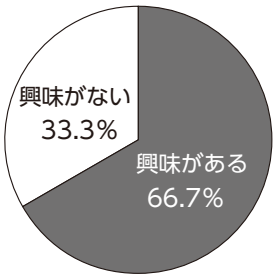

Q２．Q１で「興味がある」と回答した組合にお伺いします。どのような取り組みを考えていますか？　（複数回答可）

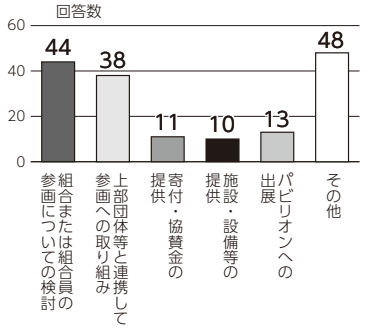

Q３．貴組合は、日本国際博覧会協会のプログラムである「共創チャレンジ」に登録しますか？

133件の回答

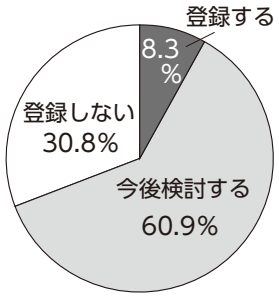

Q４．2025年大阪・関西万博に対して、大阪府中小企業団体中央会に望むことはありますか？

（主な回答は以下のとおり）

- 組合として、どのような参画の方法があるのか教えてください。
- 共創チャレンジには現在登録申請中、中央会とは情報の共有と共同でできることがあればしたいと思います。
- 旅行業はこのままでは事業転換しなければ生き残れないレベルに打撃を受けており、組合員も減る一方です。組合や組合員として参画メリットのある情報があれば、個別にでもご提供をいただければ幸いです。
- 大阪府・大阪市との連携へのご支援及び他業界組合のご紹介をお願い致します。
- 物流に悪影響がないよう、適切な対応への提言をお願いします。
- 積極的にアプローチして欲しい
- 我々の事業に対してどの様なイベントがあるのか情報をお願いしたい。
- 参画したいが、情報が少ないので、情報の入手、発信をお願いしたい。
- 中小企業から発信できるものづくりの企業の灯を消さない様にお願い致します。
- 大阪の中小企業のアピール
- 関西圏における経済波及効果等に関する資料が出てきたら情報提供して頂きたい。
- 1970年大阪万博では近未来に登場するであろう様々な品物が出品されとてもワクワクしたので、大阪の中小企業の技術力で今後の人類生活で役立つアイデア・技術がアピールできる場の提供が望まれる。
- 参加される諸外国の概要
- 経済効果等の近畿経済の情報がほしい。
- 中央会に加盟している協同組合が何らかの形で参画できることを望む。
- 具体的な活動に関する情報などを発信して欲しいです。
- 一組合としての参画事例などあれば、団体として取り組めること、組合員企業が取り組めることの情報を提供して欲しい。
- 中小企業活性化に資する万博作り
- 菓子業界と大阪博覧会協会への連携における支援
- 大阪を盛り上げていただきたい。
- Q３について、登録するメリットとデメリットなど、内容が分からないので、教えて欲しい。
- 出展等については、公募で決めて欲しい。
- 「中央会」として積極的な参加支援をすべきと思う。
- 情報、助成金等の支援
- ゼネコンへの集中発注にチェック
- 具体的なかかわり方がまだわからないので、どういった取り組みが可能かご教授頂ければと思います。
- 中小企業への発注情報の提供、大阪の中小企業情報の発信など
- 組合活動を通じて、大阪の食文化「昆布」について世界に発信したく、どのように取り組めば発信の場や機会を得る事が出来るかどうか、アドバイスが欲しいと考えています。
- まず地域の発展につながるSDGsと安心安全な街に向かって持続可能なムーブメントを発信してほしいです。特にコロナ鎮静後の発展へのチャンスの体制づくりも含めて。
- 組合出展支援

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度
（特定退職金共済制度・オーナーズプラン・パートナーズプラン）

経営者・従業員総合補償制度
（まい・どリーム）

中央会マネーガード保険

中央会ビジネスＪネクスト
（業務災害補償保険）
ビジネス総合保険制度
（企業総合賠償責任保険）

業務災害補償制度

集団扱自動車保険制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度

法人向け福利厚生共済制度

経営者の方へ

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの**退職金**の**準備**

経営者・役員の方へ

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時
事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの
事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの
退職慰労金・
弔慰金の準備

従業員の方へ

パートナーズプラン

従業員のみなさまの**保障準備**

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規定」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉**大阪府中小企業団体中央会**
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉**大樹生命保険株式会社**

〈お問い合わせ〉**大樹生命保険株式会社 大阪支社**
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉**大阪府中小企業団体中央会**
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2019-1127 K-2020-1002（2020.4）

保険期間	7月1日～1年間
加 入 日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会　経営者・従業員総合補償制度

（傷害総合保険・所得補償保険）

まい・どリーム

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

団体割引 20%

過去の損害率による割引10%

ライフスタイルに合わせて選べる保険

傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事中のみ補償」「24時間補償」など多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

中小企業の
福利厚生にぴったり

健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

保険期間

2020年7月1日～
2021年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ20-02078　2020年5月22日作成

大阪府中小企業団体中央会

中央会 マネーガード 保険

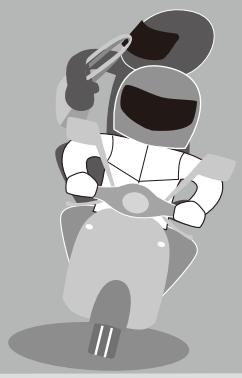

コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万一に備えた、7つの特長

1 確定保険料方式
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。

2 損害時の自己負担0（ゼロ）
▶▶▶ 自己負担額（免責金額）はありません。

3 ワイドな補償
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。

4 即時払制度が利用できます。
▶▶▶ 有価証券（国債証券を除きます。）の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。

5 貨紙幣の偽変造を補償
▶▶▶ てん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。

6 てん補限度額（支払限度額）が自動復元
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額（支払限度額）は減額されません。（ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。）

7 手続き簡単
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶然な事故が
対象となります。

金庫破り、ひったくり
強盗、盗難

火災、爆発による
焼失、風水災

輸送中の紛失

貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2020年12月1日～ 1年間（中途加入は毎月受付中）

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ20-03949（2020年7月2日作成）

各種共済制度

大阪中小企業団体中央会　会員のみなさまへ

MS&AD
三井住友海上

全国中小企業団体中央会の

お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスＪネクスト」

－業務災害補償保険－

保険料の割引

最大約58%割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
（リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－企業総合賠償責任保険－

保険料の割引

最大約28%割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
（リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者
大阪中央　合同会社
住所：大阪市中央区本町橋2-5　マイドームおおさか6階
TEL:06-6949-4371　FAX:06-6949-4372

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社　大阪北支店　大阪北第三支社
住所：大阪市中央区北浜4-3-1　三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F
TEL:06-6229-3269　FAX:06-6229-3284

2020.7／AYG11／D

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

業務災害補償制度

（事業活動総合保険）

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！

使用者責任を問われる可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償（賠償）額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ　高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業　種	判決年	症　状	原　因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成　6年	頚椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成　8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

各　種
共済制度

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%～割安（※1）

POINT 1
全国中小企業団体中央会のスケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2
「使用者賠償責任保険」を標準セット
1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える

POINT 3
政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能

POINT 4
保険料は売上高で算出できます

保険期間 2020年10月1日～ 1年間（中途加入は毎月受付中）

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
（※1）団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL：06-6449-1050　FAX：06-6449-1388
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL：06-6949-4371

保険契約者　**全国中小企業団体中央会**
制度推進　**大阪府中小企業団体中央会**
TEL：06-6947-4370

SJ20-03950（2020年7月2日作成）

2021年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！

BESTパートナー 大樹生命 日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内

集団扱の 3 つのメリット

メリット1 集団扱は保険料がおトク!

一般分割 口座振替 12回払	集団扱 12回払
8,830円（月払保険料）	**8,410円**（月払保険料）
年間保険料 105,960円	年間保険料 **100,920円**

月々 −420円

年間保険料では **5,040円**もおトク！

『ＧＫ クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

■始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人＜35才＞ ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
■自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人･自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
■運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
■人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット）■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
■傷害一時金（１万円・10万円）特約：あり■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）■新車割引：適用
■車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2 ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の２か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。

メリット3 等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。

各種共済制度

●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については**下記の取扱代理店**までお問合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

■大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

令和２年度 組合代表者並びに事務局責任者合同会議を開催

大阪府中小企業団体中央会では、去る３月５日(金)、マイドームおおさか８階会議室及びＷＥＢ配信にて「組合代表者並びに事務局責任者合同会議」を開催し、会場２２名ＷＥＢ参加３８名の方が参加されました。

当会議には近畿経済産業局、大阪府、大阪産業局、大阪労働協会のご担当者に参加いただき、次の各テーマについて説明を頂きました。

（１）「令和３年度　中小企業施策の概要について」
近畿経済産業局　産業部中小企業課　課長　前田浩文 氏

（２）「令和３年度　大阪府中小企業向け主要事業について」
大阪府商工労働部中小企業支援室　経営支援課団体グループ　課長補佐　田中　忠　氏
大阪府商工労働部ものづくり支援課ものづくり振興グループ　総括主査　平　真一郎　氏
大阪府商工労働部経営支援課経営革新グループ　課長補佐　上杉　依子　氏

（３）「事業承継における経営者保証解除に向けた新しい支援制度について」
（公財）大阪産業局　経営者保証コーディネーター
稲谷　誠人　氏

（４）「地域中小企業人材確保支援等事業（中核人材確保支援能力向上事業）について」
（一財）大阪労働協会人材開発部長　佐々木　順一　氏
（公財）大阪産業局ＨＲ戦略部長　齋藤　考宏　氏

（５）「令和３年度中央会の活動について」
大阪府中小企業団体中央会　事務局長　谷山

会場風景

大阪府中央会の主な実施事業　3月分

3月　5日(金)	行事 組合代表者並びに事務局責任者合同会議 ところ マイドームおおさか

大阪府中央会の行事予定　4～6月分

6月25日(金)	行事 大阪府中小企業団体中央会第66回通常総会 ところ マイドームおおさか

価格 一部400円(消費税込)
発行所 大阪府中小企業団体中央会
大阪市中央区本町橋２番５号
マイドームおおさか６階
TEL(06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374
編集兼発行人 柴　田　昌　幸
印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中３丁目15-5
TEL(06)6453-2564(代)